

# 電子申請による手続きの流れ

## 申請者・代理者

## 広島県

電子納付（ページー）

手数料あり（認定申請、変更認定申請等）

### ① 申請書類提出

システムへアップロード

### ④ 手数料額確認・納付

※システムで申込照会をして、支払いを行ってください

※郵送による認定通知書の交付を希望される場合は、返信用封筒（レターパック）を送付いただく必要があります

**着工可能  
！注意！  
申請受付した旨のメール  
を県から受信するまで着  
工はできません**

### ⑨ 認定通知書受理

### ① 申請書類提出

システムへ「アップロード」

### ④ 納付書受理・納付

### ⑤ 払込証明書提出

※払込証明書はシステムへ「アップロード」 + 「郵送」してください  
※認定通知書用の返信用封筒（レターパック）を同封してください

**着工可能  
！注意！  
申請受付した旨のメール  
を県から受信するまで着  
工はできません**

### ⑩ 認定通知書受理

### ② 書類確認・手数料確定

### ③ 手数料支払依頼

※手数料納付依頼はシステムの「受理通知メール」にて連絡します

### ⑤ 納付済確認

### ⑥ 申請受付

※申請受付した旨はシステムの「メール」にて連絡します

### ⑦ 審査

### ⑧ 認定通知書発行

※送付いただいた返信用封筒又は窓口にて交付します

### ② 書類確認・手数料確定

### ③ 納付書発送

※手数料納付についてはシステムの「受理通知メール」にて連絡します

### ⑥ 納付済確認

### ⑦ 申請受付

※申請受付した旨はシステムで「メール」連絡します

### ⑧ 審査

### ⑨ 認定通知書発行

※送付いただいた返信用封筒（レターパック）にて交付します

## 申請者・代理者

## 広島県

手数料なし(※1)

### (1) 届出書類提出

※システムへ「アップロード」してください  
 ※受理書の返信用封筒(レターパック等)を郵送してください



### (2) 書類確認



### (3) 申請受付・審査



### (4) 受理書等送付

※送付いただいた返信用封筒(レターパック等)にて交付します



### (5) 受理

※1 設計変更届(軽微変更), 工事完了報告, 譲受人決定の変更認定申請 等  
 (注意事項)

◆③～⑥(納付書による納付の場合は, ③～⑦)までは, 電子申請対応時に追加となる事務となります。窓口での申請より日数を要しますので, ご了承ください。

◆申請受付は手数料の納付を確認した日(申請受付した旨の「メール」連絡した日)となりますので, 余裕を持って申請してください。

### 【広島県電子申請システムについて】

●長期優良住宅認定の電子申請は, 次のアドレスへアクセスしてください。

[https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=10095](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10095)



●低炭素建築物認定の電子申請は, 次のアドレスへアクセスしてください。

[https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=10105](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10105)



### 【システムに伴う手数料の電子納付(Pay-easy(ペイジー))について】

「広島県電子申請システム」を使用してオンライン申請された認定申請手続きに伴う申請手数料について, インターネットバンキング等を利用したPay-easy(ペイジー)による電子納付ができます。

※電子納付の詳細は, 下記ページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-payeasy.html>